

# 認知症と運転免許

## 高齢運転者の現状と課題

岡本 努

自動車安全運転センター 業務部長

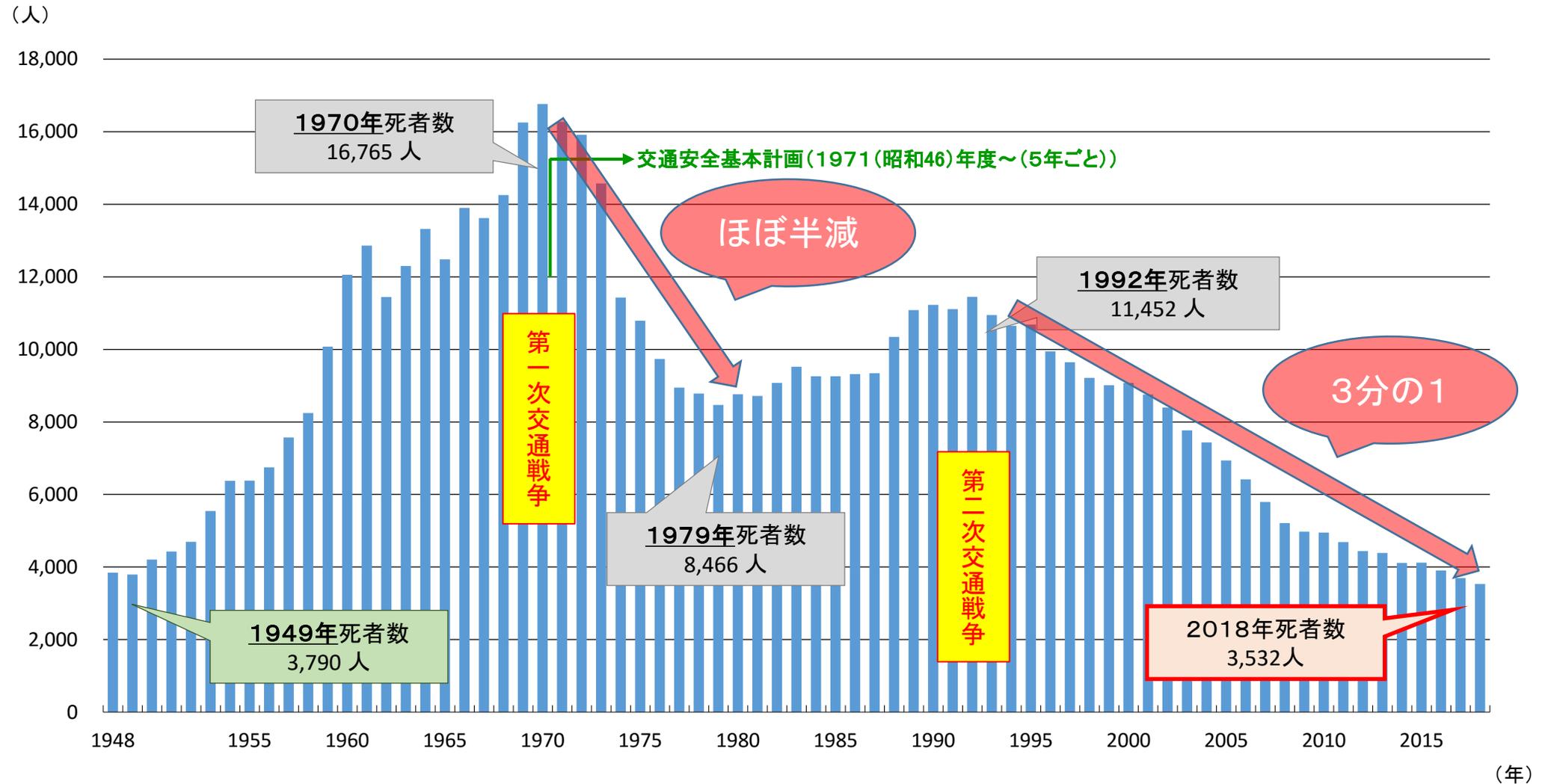
# 認知症と運転免許について 高齢運転者の現状と課題

- 高齢運転者の現状～交通事故発生状況とその特徴
- 認知症と運転免許
- 改正道路交通法の施行状況
- 警察における高齢運転者対策
- おわりに～安全運転を継続するために

# 高齢運転者の現状

## 高齢運転者による交通事故発生状況とその特徴

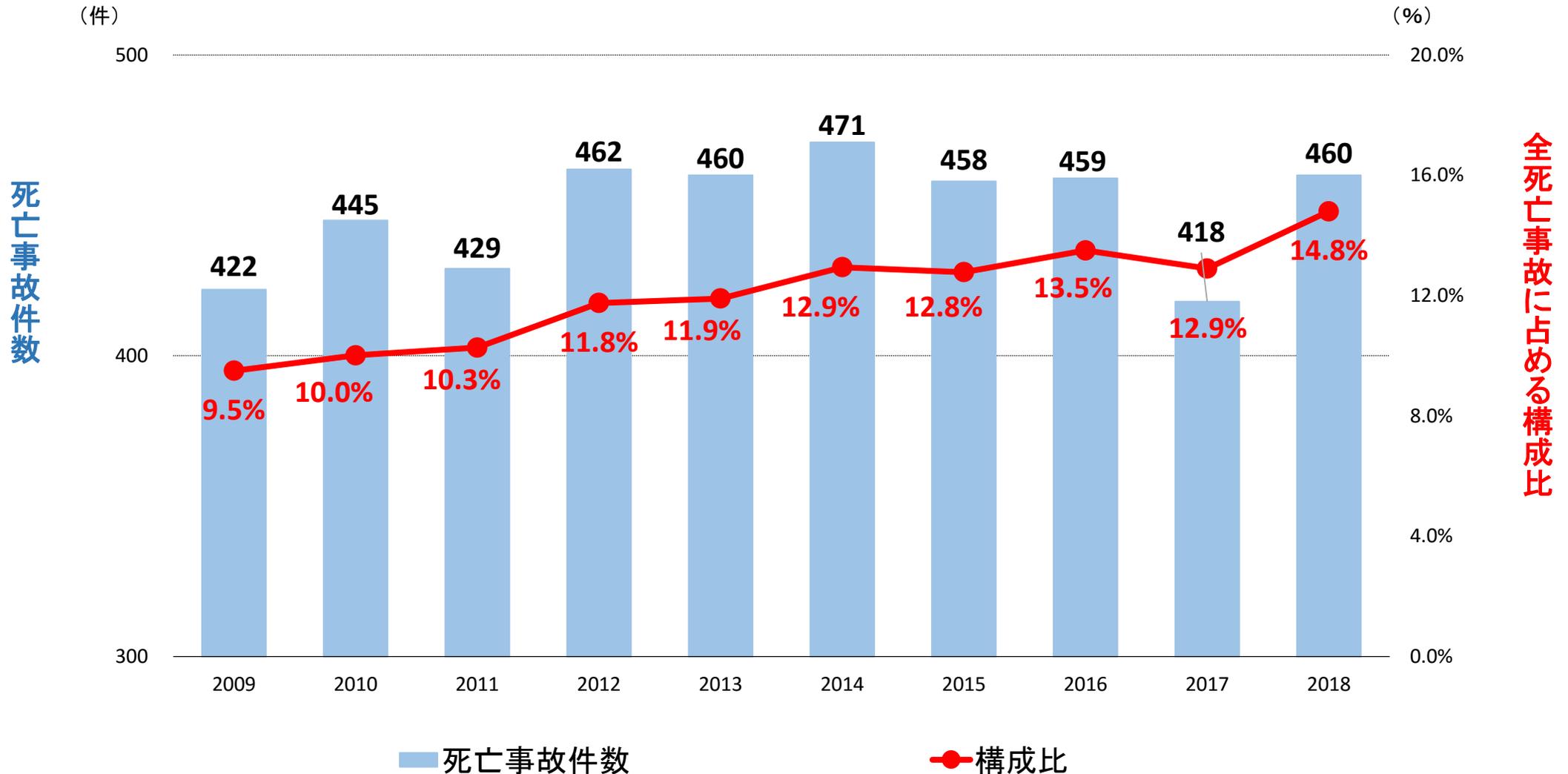
# 交通事故死者数の推移(1948~2018)



(注) ・ 1971年以前は沖縄県を含まない。

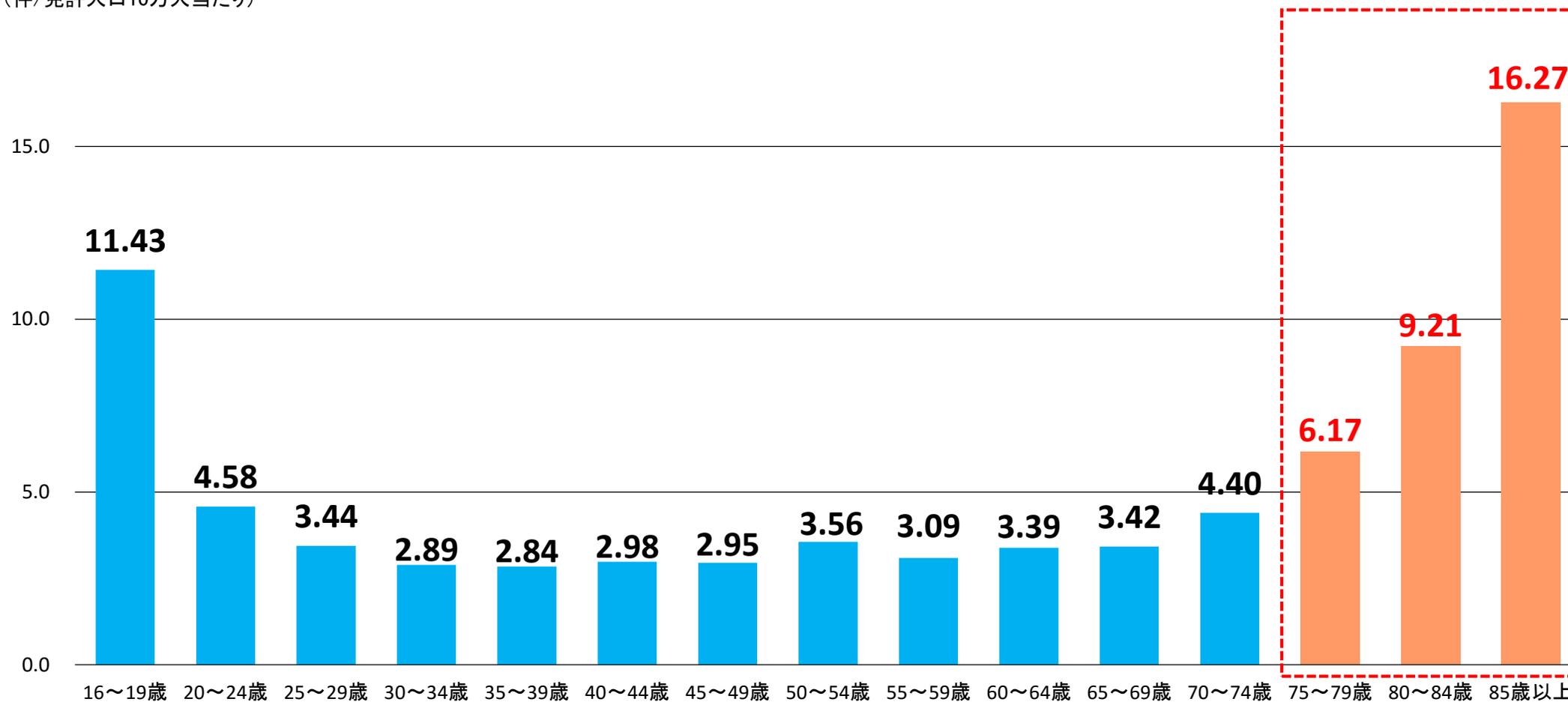
# 75歳以上高齢運転者による死亡事故件数の推移

75歳以上の高齢運転者による死亡事故件数(原付以上第一当事者)及び全死亡事故に占める構成比の推移(2009～2018)



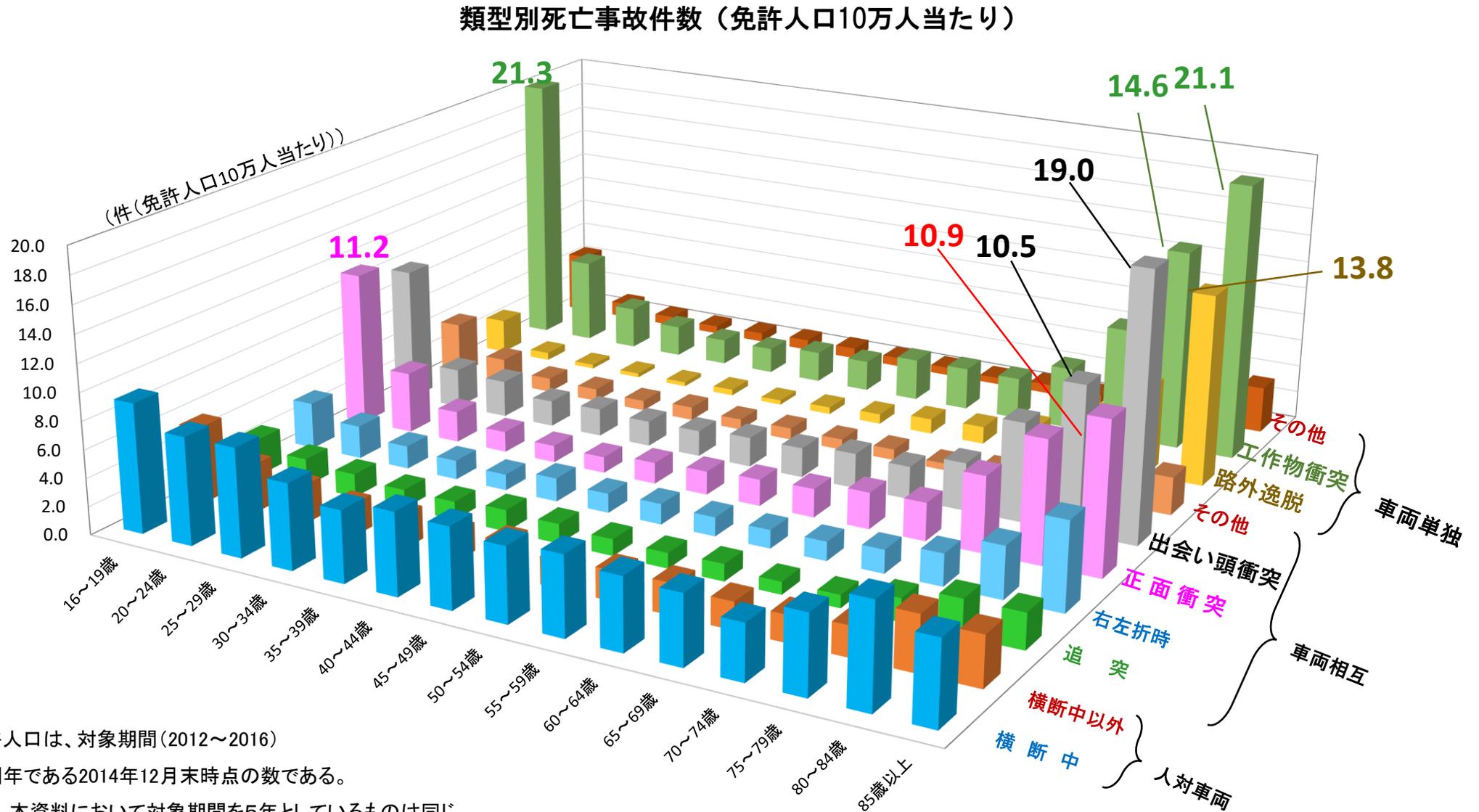
# 年齢層別の免許人口10万人当たり死亡事故件数(原付以上第一当事者)(2018)

(件/免許人口10万人当たり)



※ 2018年12月末の運転免許保有者数で算出

# 全年齡層における類型別死亡事故件数(2012~2016年合計)

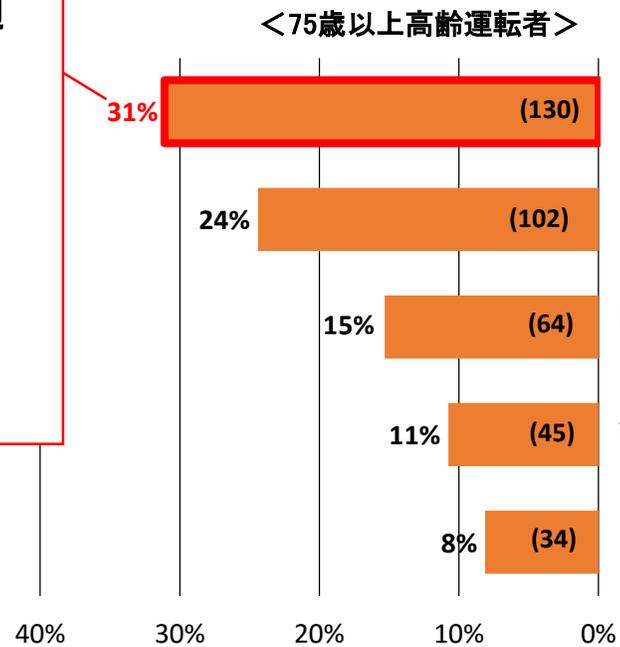


# 75歳以上高齢運転者による死亡事故の人的要因別件数比較

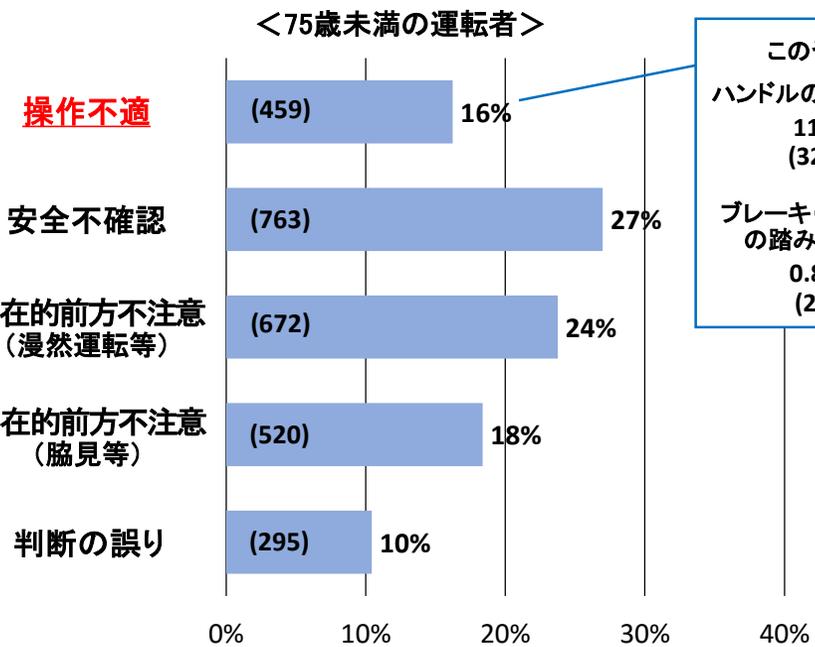
75歳以上・75歳未満の運転者の人的要因別死亡事故件数(原付以上第一当事者)(2017年)

このうち、  
ハンドルの操作不適  
18%  
(75)

ブレーキとアクセル  
の踏み間違い  
6.2%  
(26)



死亡事故件数:418件  
※調査不能が43件ある



死亡事故件数:2,829件  
※調査不能が120件ある

このうち、  
ハンドルの操作不適  
11%  
(320)  
ブレーキ・アクセル  
の踏み間違い  
0.8%  
(24)

# 認知症と運転免許

# 認知症と運転免許

- 「認知症」であることが判明した場合は、道路交通法において、免許の取消し等となり、自動車を運転することはできない。

# 道路交通法における規定

**第103条** 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。(略)

一 次に掲げる病気にかかっている者であることが判明したとき。

イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの

ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

**一 の二 認知症であることが判明したとき。**

二 目が見えないことその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害として政令で定めるものが生じている者であることが判明したとき。

三 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者であることが判明したとき。

# 道路交通法における「認知症」

- 道路交通法において免許の取消し等となる「認知症」は、「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度まで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」(介護保険法第5条の2第1項)とされている。

# 認知症に係る免許の可否等の運用基準

**アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症、  
レビー小体型認知症**

拒否又は取消し

**その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、  
正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）**

- ・ 医師の回復の見込みについての診断に応じ、拒否若しくは取消し、又は保留若しくは停止
- ・ 保留・停止期間中に医師の診断を受けて更に判断

**認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となる  
おそれがある場合**

6月を目安として医師の診断を受けて判断

# 認知機能検査

## ①時間の見当識

現在の「年」、「月」、「日」、「曜日」及び「時刻」を記載する。

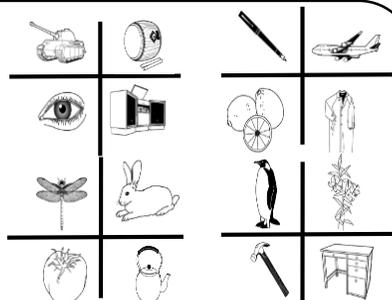
(最大15点)

質問	回答
今年は何年ですか？	年
今月は何月ですか？	月
今日は何日ですか？	日
今日は何曜日ですか？	曜日
今は何時何分ですか？	時 分

## ②手がかり再生

4種類のイラストが記載されたボードを示しながら、「これは、戦車です。これは、太鼓です。」と順次説明した上で、「この中に戦いの武器があります。それは何ですか？」とそれぞれの回答を確認し、4枚のボードで計16種類のイラストの記憶を促す。

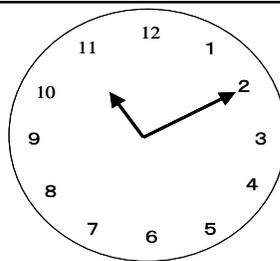
(最大32点)



## ③時計描画

- 白紙の回答用紙に時計の文字盤を描く。
- 指定した時刻(例「11時10分」)を示すように時計の針を描く。

(最大7点)



第1分類: 49点未満

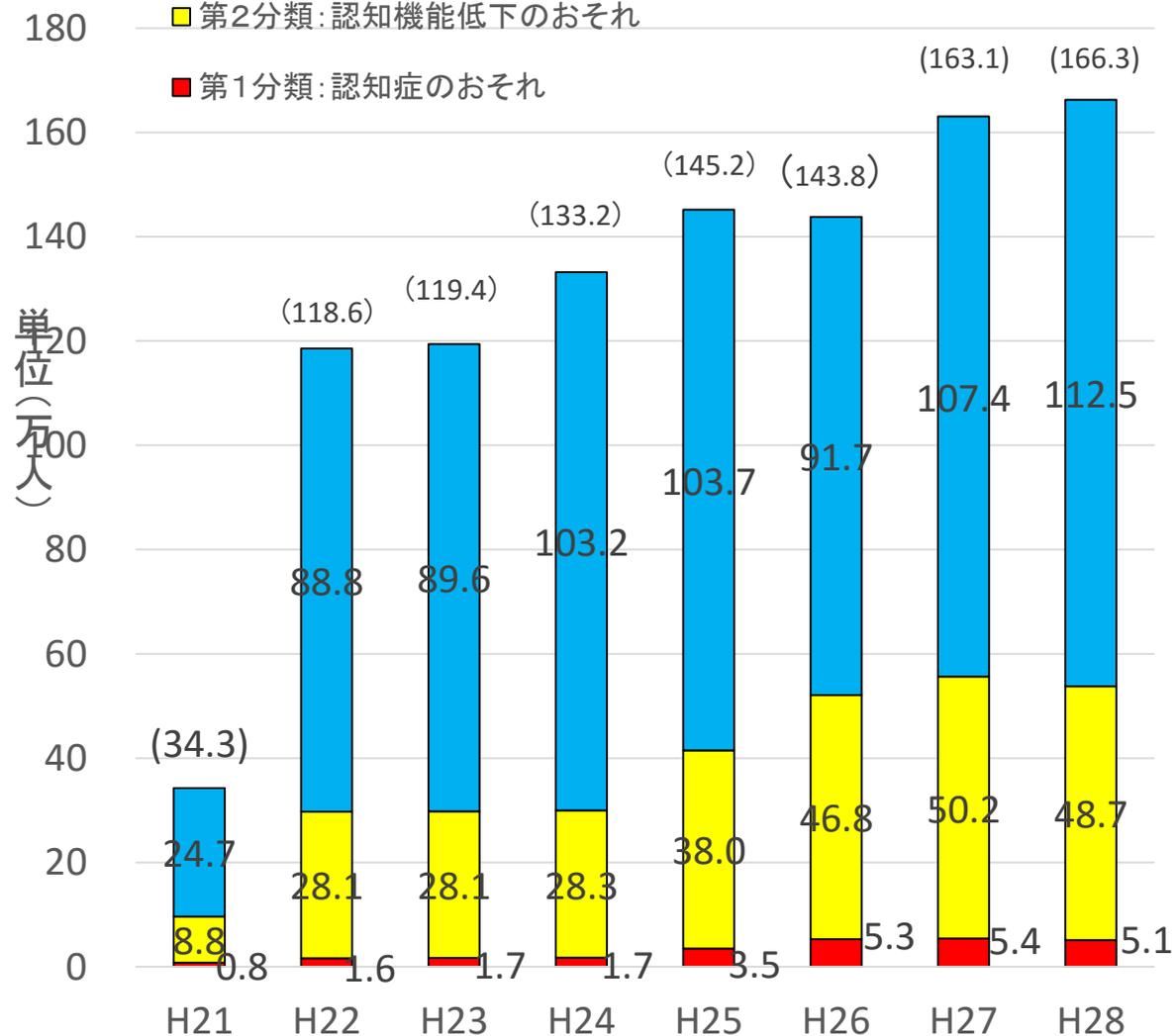
第2分類: 49点以上76点未満

第3分類: 76点以上

■ 第3分類: 認知機能低下のおそれなし

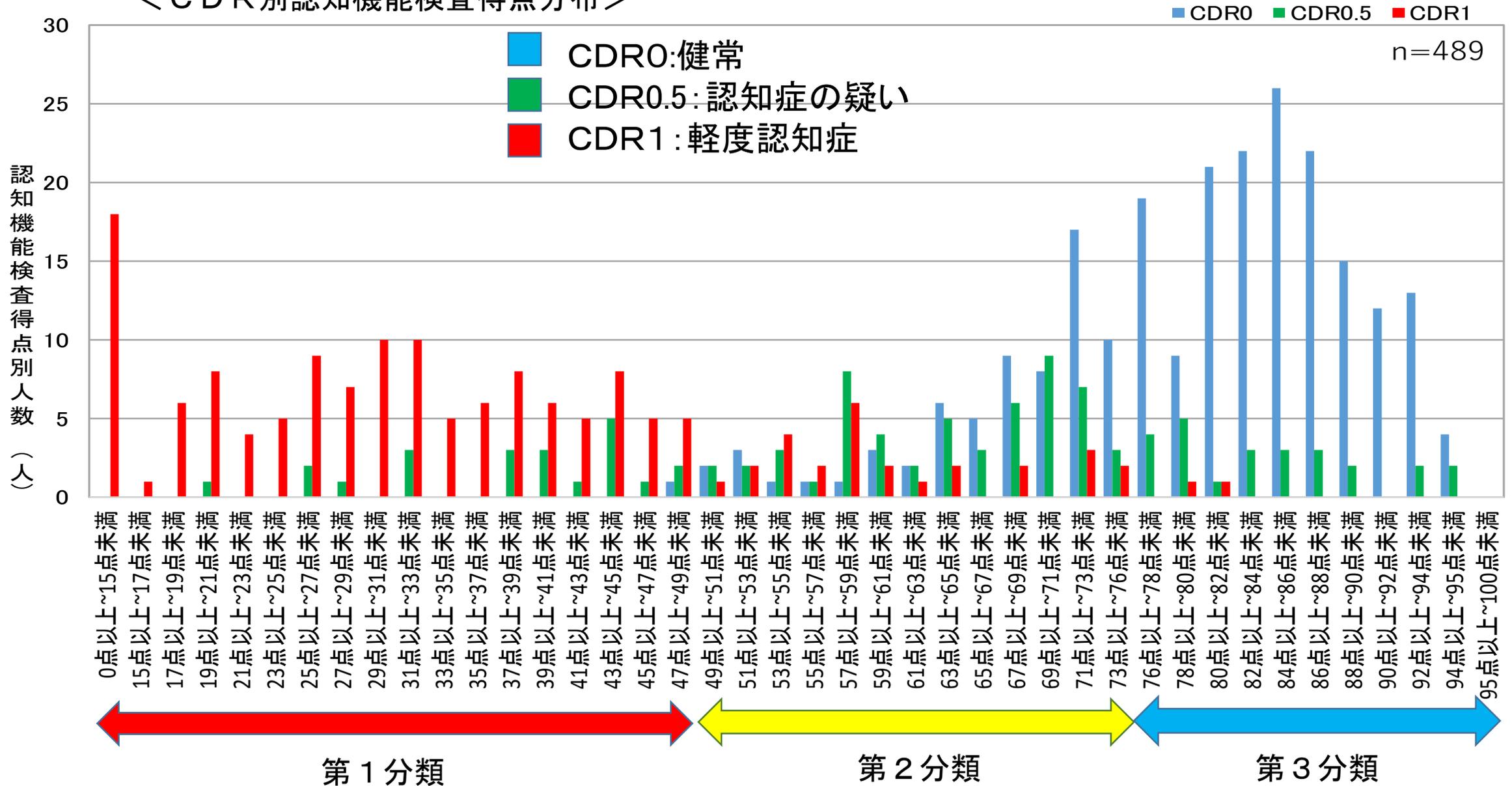
■ 第2分類: 認知機能低下のおそれ

■ 第1分類: 認知症のおそれ



# 認知機能検査と認知症との関係

＜CDR別認知機能検査得点分布＞



# 改正道路交通法の概要と施行状況

# 改正道路交通法の内容（認知症対策の強化による高齢運転者対策関係）

2017年3月12日施行

項目	改正前	改正後
一定の違反行為をした75歳以上の運転者への対応	直近の認知機能検査で第1分類とされた者については、医師の診断（臨時適性検査）が必要	<u>臨時認知機能検査を実施し</u> 、直近の認知機能検査の結果より低下した者には、 <u>臨時高齢者講習を実施</u>
認知機能検査で第1分類とされた者への対応	医師の診断（臨時適性検査）は <u>不要</u>	医師の診断（臨時適性検査）が <b>必要</b>
高齢者講習の合理化・高度化	① 75歳未満の受講者は <u>3時間</u> ② 75歳以上の受講者は <u>2時間半</u> ※ いずれも個人指導なし	① 75歳未満の受講者は <u>2時間</u> ② 認知機能検査で第3分類とされた75歳以上の受講者は <u>2時間</u> ③ 認知機能検査で第1・2分類とされた75歳以上の受講者は <u>3時間（個人指導を含む。）</u>

## 《参考》

「第1分類」…認知症のおそれがある者、「第2分類」…認知機能が低下しているおそれがある者、「第3分類」…認知機能が低下しているおそれがない者  
改正後の臨時認知機能検査の受検者等の数値は、いずれも改正法の施行日（3月12日）から9月末までの暫定値

# 改正道路交通法の施行状況(1)

集計期間  
2017年3月12日から2018年3月31日

2,105,477人 認知機能検査受検者数(更新時+臨時)

57,099人 第1分類(認知症のおそれがある)と判定された者(2.7%)

5,339人 再受検 → 第2・3分類と判定  
2,552人 自主返納  
942人 免許失効(更新せず)

41,486人 臨時適性検査(専門医の診断)の通知  
又は診断書提出命令を受けた者

3,046人 再受検 → 第2・3分類と判定  
13,563人 自主返納  
3,575人 免許失効(更新せず)

16,470人 医師の診断を受けた者

13,063人 免許継続  
うち9,563人が一定期間後の診断書提出(原則6月後)  
3,500人が条件なしの継続

1,892人 免許の取消し等を受けた者

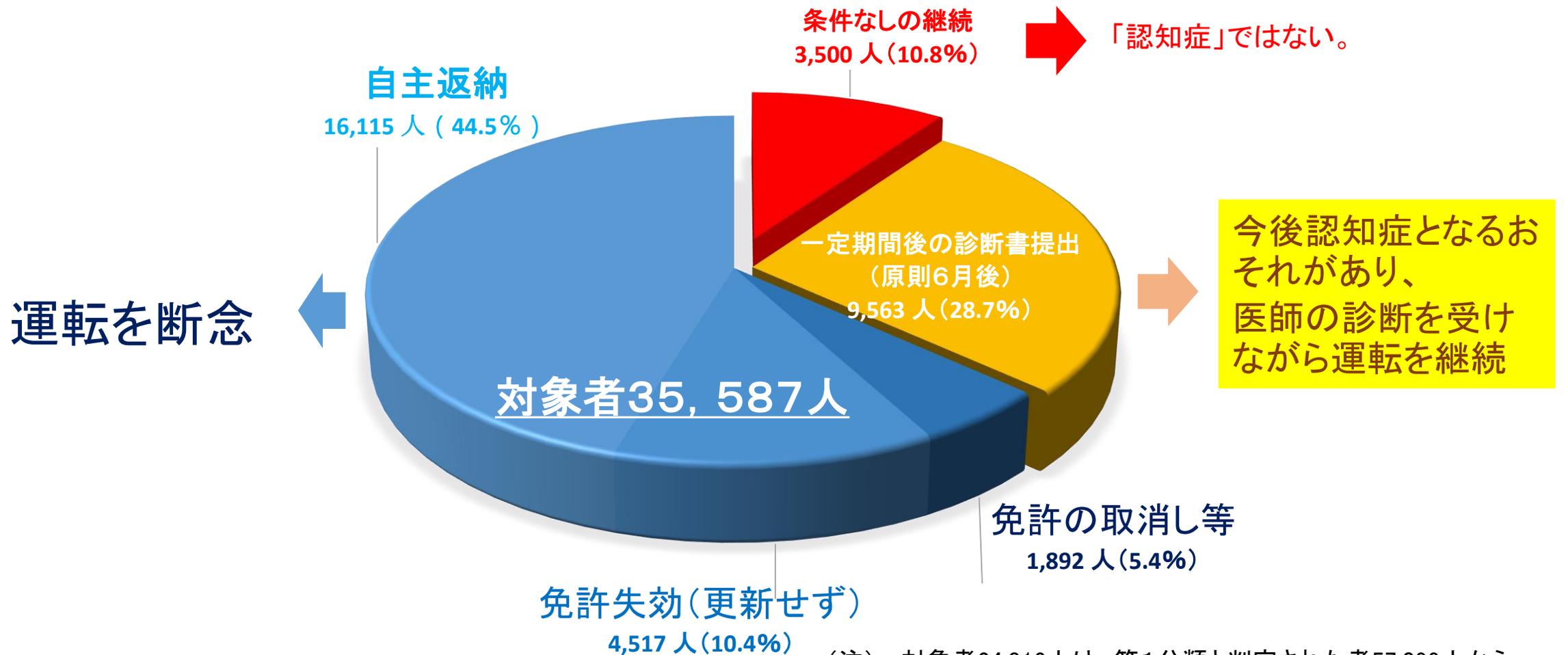
【参考】 4,736人 その他の警察活動等を端緒に診断を受けた者  
(1,318人 うち免許の取消し等を受けた者)  
※2017年中 3,161人(うち免許の取消し・停止を受けた者は1,248人)

第1分類と判定された者(56,099人)の状況		
再受検	8,385人	14.7%
自主返納	16,115人	28.2%
免許失効(更新せず)	4,517人	7.9%
手続中・診断待ち等	13,127人	23.0%
免許継続	13,063人	22.9%
一定期間後の診断書提出(原則6月後)	(9,563人)	(16.7%)
条件なしの継続	(3,500人)	(6.1%)
免許の取消し等	1,892人	3.3%
停止	(56人)	(0.1%)
取消し	(1,836人)	(3.2%)

# 改正道路交通法の施行状況(2)

第1分類と判定された者の状況(再受検、手続き中・診断待ち等を除く)

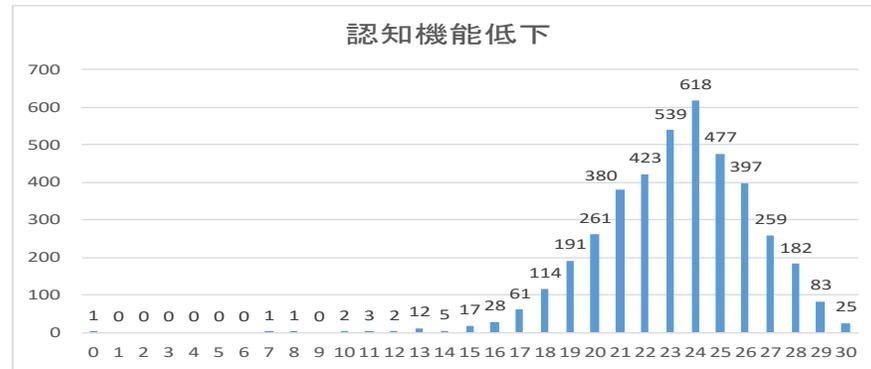
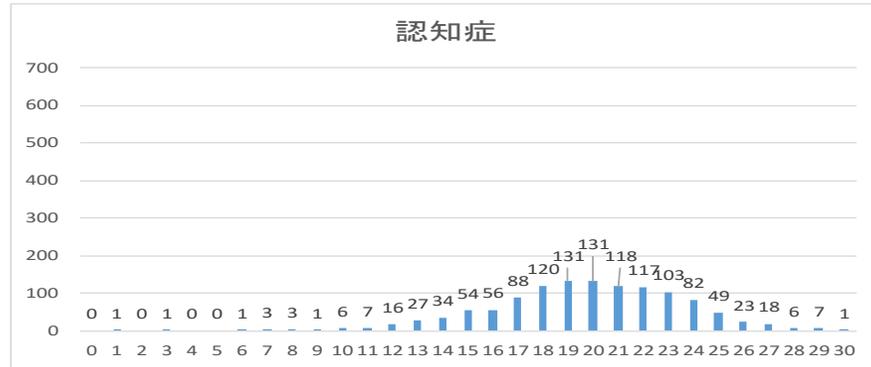
集計期間  
2017年3月12日から2018年3月31日



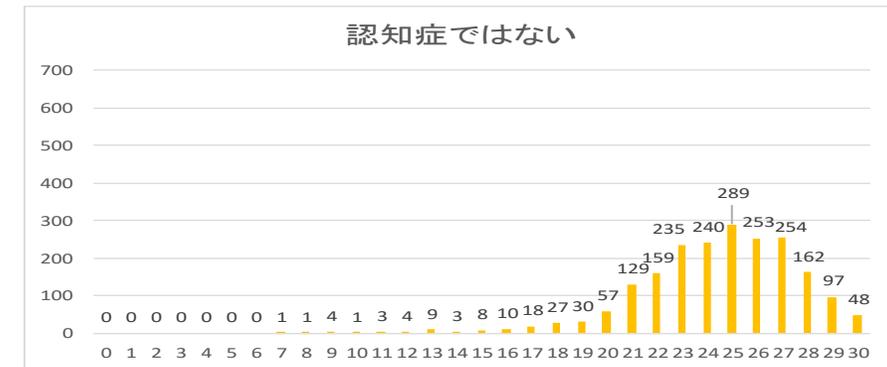
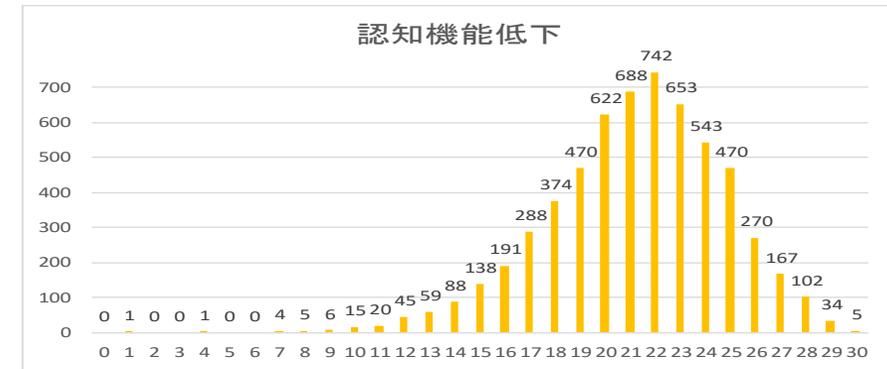
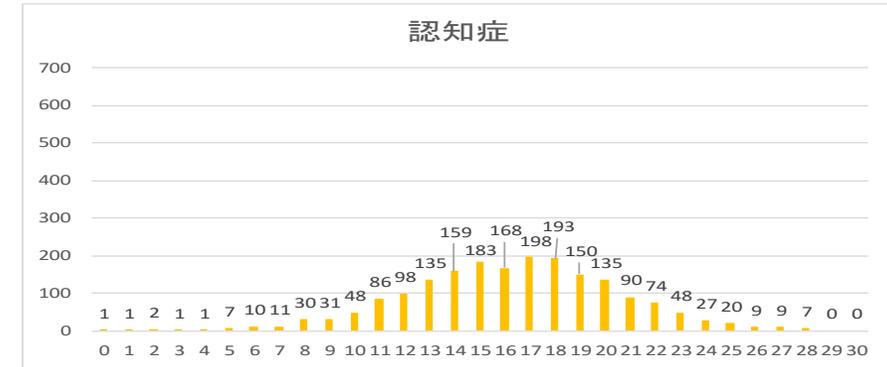
(注) 対象者24,816人は、第1分類と判定された者57,099人から再受検(8,385人)、手続き中・診断待ち等(13,127人)を除いた数

# 認知機能検査と認知症診断

## MMSE



## HDS-R



# 警察における高齢運転者対策

- 運転免許証の自主返納制度
- 運転適性相談窓口への看護師等の配置
- 地域包括支援センターとの連携



# 「あの時、免許を返納していれば…」

被害者、家族、あなたが悲しむことのないように。



運転免許証の自主返納。いま、多くの高齢ドライバーが早めの決断をしています。(昨年は42万人以上!)

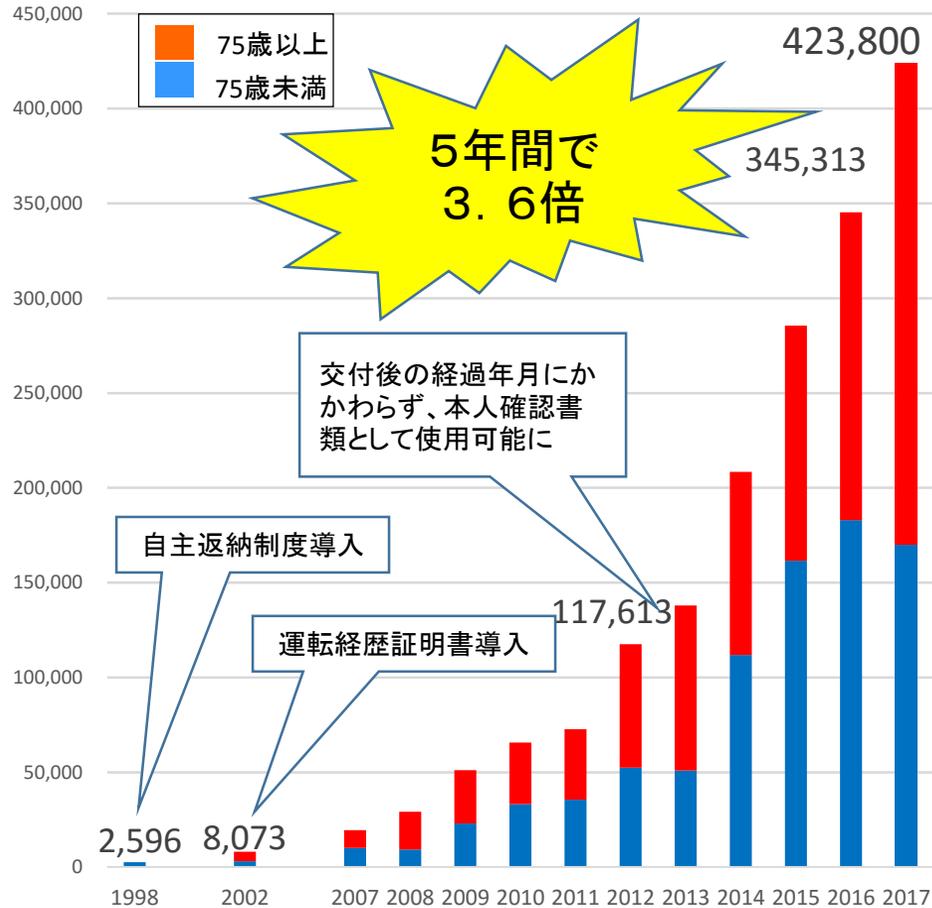
「ハンドル操作がちょっと遅れた」「歩行者やほかの車に気づかなかった」など、運転に不安を感じた時は、ご家族と話し合ってください。

また、各都道府県の免許センター等にある運転適性相談窓口をご活用ください。詳しくは [警察庁 運転適性相談](#) [検索](#)

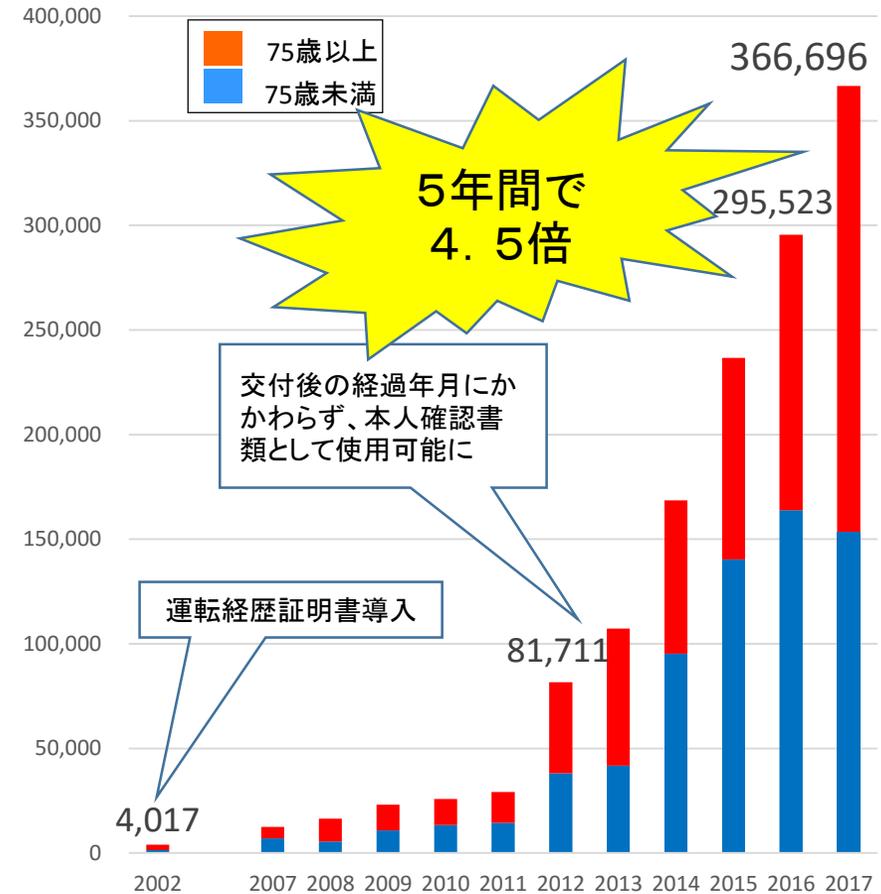
申請すれば、公的な身分証明書として使える「運転経歴証明書」が発行されます。また、バス・タクシーの運賃割引などの特典もあります。

# 運転免許の申請取消(自主返納)件数と運転経歴証明書交付件数の推移

【運転免許の申請取消(自主返納)件数】



【運転経歴証明書交付件数】



※1998年は年齢別による統計を実施していない

# 運転適性相談窓口への看護師等の配置 52名（2018年12月現在）

配置年度	警察（配置人員）
2014年度	熊本（3）、 <b>鳥取（3）</b> 、茨城（1）
2015年度	鹿児島（1）
2016年度	大分（3）、和歌山（1）、佐賀（2）、長崎（2）、宮崎（4）、香川（1）
2017年度	秋田（1）、警視庁（2）、山梨（1）、富山（1）、兵庫（1）、奈良（2）、愛媛（3）、京都（1）、沖縄（2）、埼玉（2）
2018年度	北海道：札幌（1）、山形（1）、栃木（1）、新潟（1）、福井（2）、愛知（1）、大阪（2）、山口（1）、広島（2）、静岡（1）、岡山（1）、高知（1）

※看護師、保健師、資格を有する警察官・職員を配置

# 地域包括支援センターとの連携（滋賀県警察の取組）

要望書受理制度  
とは…

運転免許の返納又は取消し処分によって移動手段を失った高齢者が速やかに地域包括支援センター等からの生活支援を受けられるよう、高齢者本人から、**市町の担当者への連絡を要請する文書（要望書）**を受理し、**警察が市町の担当者へ連絡を行う**もの。

認知機能検査の結果、「認知症のおそれがある」（第1分類）と判定

警察から対象者へ連絡・面接日時の調整

面接の実施（最寄りの警察署の交通警察官が対応）

運転免許の継続を希望

運転免許の自主返納を希望

医師による診断

免許継続

認知症ではない

認知症に該当

聴聞・弁解の機会

免許の取消し・停止等

自主返納（申請による取消）

要望書  
「今後の生活支援などについてご相談したいので、市町の担当者への連絡をお願いします。」

警察による  
免許返納者等  
への支援

要望書の提出 勧奨・受理

警察が市町の担当者へ連絡

地域包括支援センターによる生活支援

おわりに

安全運転を継続するためには

# ブラッシュアップ講習

「最近、従業員の運転する車の事故が多いので困っているのですが・・・」

安全運転を改めて教えてくれる所はないかな?

「車庫入れや車線変更が苦手で、もっと上手に運転したいのですが・・・」

車庫入れや車線変更など、基本的な運転方法を指導してくれる所はないかな?

「最近、父が年を取ったせいか、運転に不安を感じると言うのですが・・・」

交通事故を起こさないよう、運転のチェックや指導してくれる所はないかな?

運転のチェックを  
してもらえたり、  
安全な運転を教え  
てもらえる所を  
知りたい……

運転免許保有者を対象とする安全運転講習

**ブラッシュアップ講習**

**スタート!!**

全国の指定自動車教習所で「ブラッシュアップ講習」が始まりましたよ!!

**ブラッシュアップ講習**  
4つの特徴

**IT技術を駆使した客観的な運転診断システム**

カーナビゲーションやドライブレコーダー等の安全運転支援のIT技術が進んでいます。運転診断では指導員の評価に加え、GPSやIT技術を駆使して客観的に診断できる運転診断システムを活用して指導します。

**全国の指定自動車教習所で受講できるシステム**

運転診断システムは基本的に全国共通です。企業の各支店・営業所などが、全国の指定自動車教習所でブラッシュアップ講習を受講できるよう、体制づくりを進めます。

**運転評価を「見える化」した運転レポートの作成**

健康診断では、健康状態を「見える化」し、標準値や前回の診断結果と比較する診断表があります。ブラッシュアップ講習では運転を「見える化」し、走行状況について標準値とも比較できる運転レポートを作成してお渡します。

**運転者自らに気づきを与えるコーチング技法による指導**

講習においては運転レポート結果を基に、専門の指導員がコーチング技法を用いて指導します。受講者自らが運転の問題点に気づき、自主的な意識改善を促すことを通じて、安全な運転者を育成し事故防止につなげます。

## 全国の指定自動車教習所で実施

- ・ドライブレコーダー等を活用した運転診断システム
- ・運転評価を「見える化」した運転レポート
- ・専門指導員によるコーチング

### ＜中国地方での実施教習所＞

島根県 石見自動車教習所

岡山県 津山自動車学校

広島県 廿日市自動車学校、竹原自動車学校

呉自動車学校

山口県 岩国自動車学校

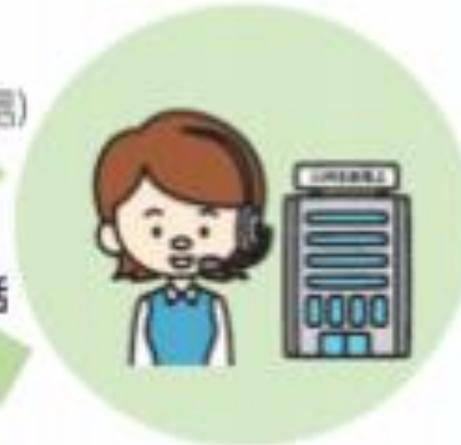
# ドライブレコーダー保険

ドライブレコーダーから送信された画像で、迅速・的確な初期対応等を行います。

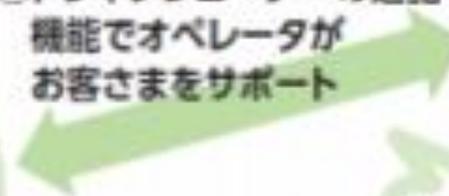
①ドライブレコーダーが  
衝撃を検知



②専用安否確認デスクに  
自動通報  
(位置情報や事故画像等を送信)



③ドライブレコーダーの通話  
機能でオペレーターが  
お客さまをサポート



緊急時には、救急車や  
レッカー業者を手配!



例) 三井住友海上  
GK見守るクルマの保険の場合

・事故緊急自動通報サービス

・安全運転支援アラート

事故につながるおそれがある運転状況・動作を専用ドライブレコーダーが検知した場合、ドライバーに注意喚起

・運転診断レポート

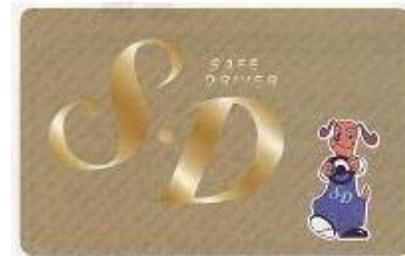
1回の運転ごと・月間の運転傾向を分析した運転診断レポートを提供

・見守りサービス

運転診断レポートやデスク対応結果をあらかじめ登録した家族等のメールアドレスに送信

# SD (Safe Driver)カード

- 自動車安全運転センターでは、無事故・無違反証明書又は運転記録証明書をお申込みされた方で証明日以前に1年以上事故・違反等の記録がない場合に、証明書に添えてSDカードを差し上げています。



SDゴールドカード(10~19年)



SDシルバーカード(4~9年)



SDスーパーゴールドカード(20年以上)



SDブロンズカード(2~3年)



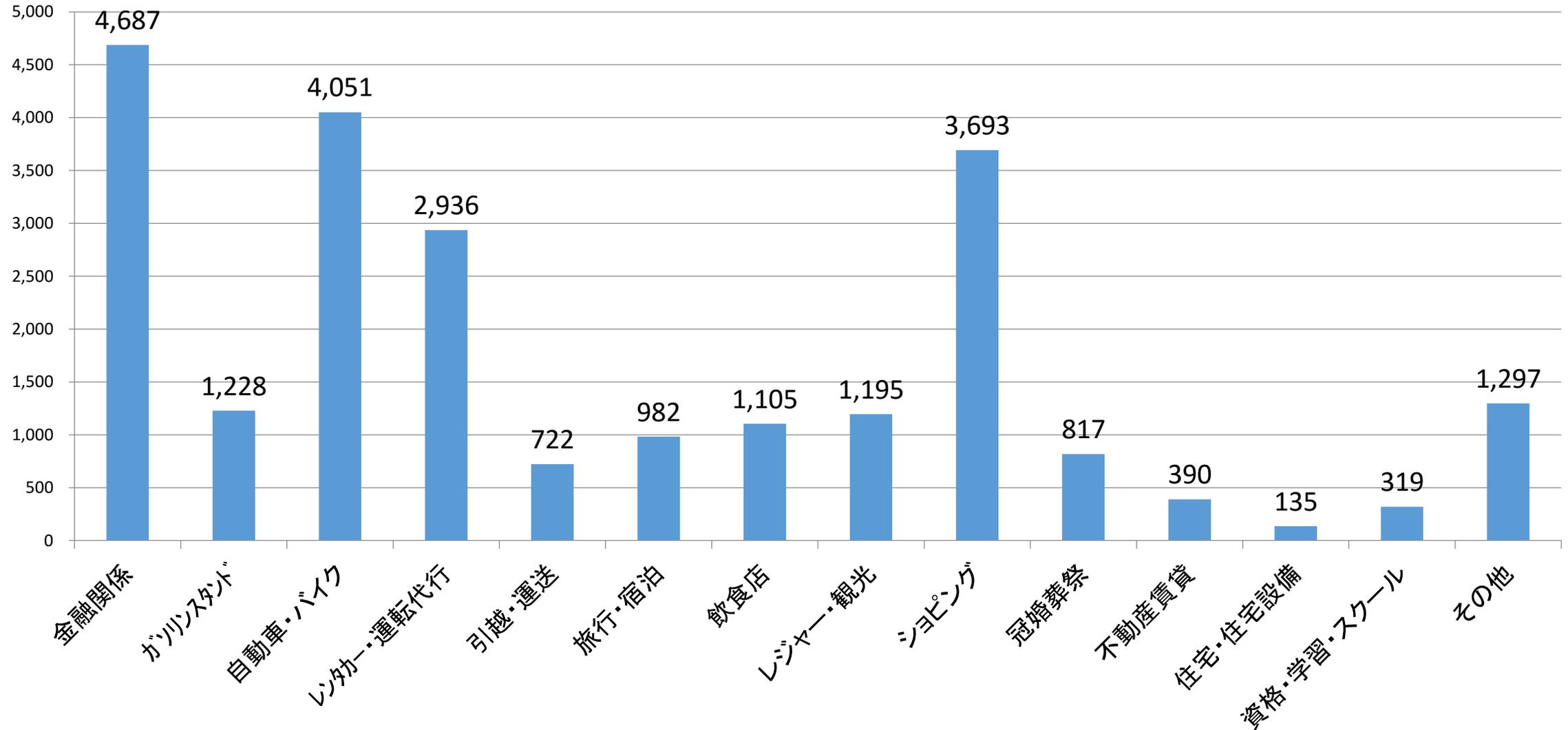
SDグリーンカード(1年)

長年安全運転をした方の勲章です

# SDカード優遇店舗

全国23,557店

2018年3月末現在



ご清聴ありがとうございました